

中国の学校教育におけるジェンダー問題

娜 仁 图 雅

要 旨

随着社会经济的发展与文明程度的提高，平等观念日益深入人心，社会性别平等也成为被受关注的课题。笔者认为，学校教育是实现性别平等的重要环节之一。学校制度、教学内容、教师行为、伙伴组织、环境布置等因素都对学生的性别角色定位发生重大的影响。我们应当设法逐步消除学校教育中的性别不平等，使学校从“社会性别再生产的场所”转为“社会性别自由意识形成的场所”。

キーワード.....ジェンダー ジェンダー・フリー教育 学校教育 男女差別

はじめに

現在の社会では、さまざまな分野において男女差別を解消し、両性平等を確立することが課題となっている。もちろん、教育分野においても例外ではない。こうした状況の中でジェンダー・フリー¹⁾教育が注目を集めている。

学校は、未来の蕾であり、無限の力を持つ子どもを育て上げる重要な舞台であり、社会全体の一部でもある。ゆえに、社会のさまざまな行動基準、社会規範などが学校文化に反映され、その中のジェンダー・バイアス²⁾を子どもが身に付けることで、性別役割分業に基づく男性優位の社会構造が再生産されてしまう。このように、学校は「ジェンダー再生産装置」としての側面を有している。

他方、学校は子どもたちが身に付けているジェンダー・バイアスを取り除き、子どもたちにジェンダーにとらわれない自由な考え方を身に付けさせる場、つまり「ジェンダー・フリー意識の形成の場」としての側面をも有している。この「ジェンダー・フリー意識の形成」に向けた教育がジェンダー・フリー教育である。ジェンダー・フリー教育には、「学校が性の不平等を再生産しているという視点から学校を変えていくことと、21世紀社会に向けての人間形成の視点から」³⁾教育を実践するという課題が与えられている。

現在、ジェンダー・フリーな子どもを育成することこそが、社会の両性平等化を促進する最も重要な施策となっている。21世紀を真の両性平等社会にするには、学校教育の「ジェンダー再生産装置」としての側面を批判的に分析し、これを克服することが必要不可欠である。教育

の中に潜んでいるジェンダー・バイアスに敏感になり、学校を「『ジェンダー再生産』の場から『ジェンダー・フリーを創造する新たな場』へ」⁴⁾と導く必要がある。

以上のことを踏まえて本論文では、学校教育におけるジェンダー視点の導入の意義を重視する観点に立ち「ジェンダー・フリー教育」について論じるものである。まず、中国の教育関連法制の分析を行うため、主に中華人民共和国憲法 46 条・48 条、中華人民共和国教育法 9 条、中華人民共和国女性権利・利益保障法 15 21 条（第 3 章文化教育権利・利益）など教育上の両性平等に関する法規定を紹介する。次に、中国の学校教育の現場でどのようなジェンダー・バイアスが存在するのかを統計資料を用いて分析することとする。それによって、教育機会と教育水準の男女格差（非識字者の男女比率、失・辍学⁵⁾児童の男女格差、教育を受けた年数）、教育内容におけるジェンダー問題（幼児教育の教科書、小学校の国語教科書）、教員構成の男女格差（初等・中等教育、教員の職位）及び地域格差とジェンダー問題等を明らかにしたい。

中国の教育法制における両性平等に関する諸規定

1949 年 10 月 1 日、中華人民共和国建国当時、女性の 90%以上が非識字者であった。そして、建国の当初から一方では、非識字者をなくすため、他方では、国家建設のための人材養成に資するために、教育の普及に全力を注いだ。その一環が教育関連法制等の制定である。ここでは、中国の教育関連法制における両性平等に関する諸規定として、中華人民共和国憲法（以下、中国憲法）、中華人民共和国教育法（以下、中国教育法）、中華人民共和国女性権利・利益保障法（以下、女性権利法）について概観する。

1 中国憲法の関連規定

中国の近代学校は 19 世紀の 60 年代から始まり、当時は科学教育を主とするものであった。1904 年 1 月 13 日に、「奏定学堂章程」（癸卯学制ともいう）が發布され、これが中国現代における最初の学制となった。この時、女子教育は重視されておらず、女子は、家庭教育を受ける資格しか持っていなかった。辛亥革命後、国民政府は 1912 年から 1913 年までの間に、「壬子癸丑学制」を發布した。この学制で始めて、女子の教育を受ける権利が承認されたのである。

そして、中華人民共和国建国後、1954 年に中華人民共和国憲法が制定され、その 96 条 1 項は、「女性は、政治的、経済的、文化的、社会的および家庭的な生活の各方面において、男性と平等の権利を有する」と規定している。中国憲法はその後 75 年、78 年、82 年、88 年、93 年、99 年、2004 年と改正を重ね、上述の条文は現行憲法⁶⁾の 48 条 1 項になっている。

（1）中国憲法の概要

1949 年 10 月 1 日、中華人民共和国が成立してから今日に至るまで何回も憲法の改正が行わ

れている。

建国後最初の憲法が採択されたのは、1954年9月20日である。1953年1月13日に、毛沢東を主席とする中華人民共和国憲法起草委員会が成立し、憲法制定が始まった。そして、憲法草案が、1954年9月9日中央人民政府委員会で採択された後、9月15日、制憲会議としての第1期全国人民代表大会第1回会議に提出され、9月20日に正式に採択公布された（以下、54年憲法）。54年憲法は、前文と106の条文から成っている。この憲法は「過渡期の憲法」と言われている。同憲法94条1項は「中華人民共和国の公民は、教育を受ける権利を有する。国家は、各種の学校及びその他の文化教育機関を設け、徐々に拡大することによって、公民がこの権利を享有することを保障する」と規定している。本条は、建国後はじめての教育に関する条項である。また、96条1項は、「中華人民共和国の女性は政治的、経済的、文化的、社会的、家庭的生活など各方面において男性と平等の権利を有する」と男女平等を定めている。

1975年1月11日、第4期全国人民代表大会第1回会議で、憲法の修正が採択された（以下、75年憲法）。75年憲法は、中国の「文化大革命」期の政治的な闘争の産物である。54年憲法が前文と106条からなっていたことと比べて、極めて簡略化され、前文と30条から構成されている。そして、54年憲法の教育関連条文である94条がカットされ、第3章の市民の基本的な権利及び義務の中でわずかに「公民は、労働の権利を有し、教育を受ける権利を有する」という文言で触れられているにすぎない。そして、男女平等についても「女性は、あらゆる面において男性と平等の権利を有する」（27条4項）と簡略化されている。

1978年3月5日、第5期全国人民代表大会第1回会議において、中華人民共和国建国後3番目の憲法が採択された（以下、78年憲法）。78年憲法は、前文と60条からなり、75年憲法に比べて、「ある程度、一国の基本法としての体裁はととのえている」⁷⁾といえる。同憲法は、「『団結と建設のための憲法』という性格が強く、制度面では『54年憲法』を大幅に復活させている」⁸⁾。その51条では、教育権が次のように規定されている。「公民は教育を受ける権利を有する。国家は、各種の学校及びその他の文化・教育施設を逐次ふやし、教育を普及させることによって、公民がこの権利を享有できるように保障する」。53条1項では、「中華人民共和国の女性は政治的、経済的、文化的、社会的、家庭的生活など各方面において男性と平等の権利を有する。男女は、その同じ労働に対して、同じ報酬をうける」と規定し、男女平等を積極的にうたっている。

1982年12月4日、第5期全国人民代表大会第5回会議において、78年憲法にかわる新しい憲法が採択された。新憲法の構成は、前文と138条から成る。これが、現行中華人民共和国憲法である（以下、現行憲法）。その後、幾度かの改正が行われている。現行憲法46条1項は「中華人民共和国の公民は、教育を受ける権利および義務を有する」と定め、48条1項は「中華人民共和国の女性は政治的、経済的、文化的、社会的、家庭的生活など各方面において男性と平等の権利を有する」と規定している。

（2）中国憲法 46 条・48 条

まず、憲法 46 条 1 項は、公民が教育を受ける権利を有すると同時に教育を受けなければならない義務も課せられていることを規定している。これは、中華人民共和国の公民であれば国家や社会が提供している各種の学校等において文化・科学技術を学ぶ権利があり、法の定めるところにより各種形式の教育を受ける義務があることを指している⁹⁾。この教育を受ける権利と義務において男女が平等であることはいうまでもなからう。

次に、憲法 48 条 1 項は、国家が女性の権利・利益を保障することを規定している。その中には教育等文化的な生活における平等の権利も含まれているので、中華人民共和国の公民であれば、男女を問わず各種の教育における権利を享有することを意味する。男子の教育の普及をもって、公民の教育の普及とみなしてはならない。また、女性は文化活動においても男性と平等の権利を享有する。つまり、女性が科学技術研究、文学芸術創作やその他の文化活動に従事する際に、男性と同様の条件かつ平等の機会と待遇を享有することを指す¹⁰⁾。

2 中国教育法

（1）中国教育法の概要

中国教育法は、1995 年 3 月 18 日に第 8 期全国人民代表大会第 3 回会議で採択され、同年 9 月 1 日から施行された。全部で 10 章 84 条からなっている。

中国では、建国後、国レベルの教育関係法律はなく、1980 年に建国後初の教育に関する法例として中華人民共和国学位条例が公布された。その後、義務教育法、教師法等が次々と公布される。『中国教育年鑑』の統計によると、1986 年から 1990 年の間、201 件の地方教育法規が制定されている。

このように、中国の教育関係法規の制定は、日本に比べてかなり遅いものといえる。しかも、上述の 201 件の地方教育法規や規約の中で、「教育の面で依拠し得る国レベルの法律がないということの問題性が明らかとなり」¹¹⁾、それが中国教育法を制定するひとつの理由となった。

中国の国家教育委員会は 1985 年から教育法の起草に着手した。その後 10 年間もの年月を重ね、幅広くかつ深く調査研究を行い、一連の特別シンポジウムを開くほか、5 回の全国的討論を開催した。このような経緯を経て、1995 年に中国教育法が制定された。

（2）中国教育法 9 条

中国教育法 9 条は以下のように規定している。

中華人民共和国の公民は、教育を受ける権利と義務を有する。

公民は、民族、人種、性別、職業、財産状況、宗教信仰等において差別されることなく、法律により教育を受ける平等な機会を有する¹²⁾。

教育法 9 条 1 項にいう公民が教育を受ける権利と義務を有するとは、子どもが就学年齢¹³⁾に

達し、教育を受ける能力がある場合、各種学校あるいはその他の教育施設で科学文化知識を学習する権利があるということである。それと同時に、国家が規定した義務教育を終了する義務があることを指す。教育を受ける権利は、憲法が公民に与えた最も基本的な文化・教育的権利であり、公民がその他の文化・教育的権利を享有する前提と基礎をなすものである。

教育を受けることを公民の権利であると同時に、義務でもあると規定した理由は以下の通りである。第一に、公民自身の角度からみると、教育を受ける権利を享有することは、人間が全面的に自由に発展する重要な前提であり、公民自身の成長・発達と直接関係している。第二に、民族と国家の角度からみると、公民が教育を受けることは国家や社会の発展と密接な関係がある。いわゆる「四つの現代化」¹⁴⁾の実現にとって、科学技術が重要であり、教育はその基礎である。公民が教育を受けることは、科学技術の全体的発展の基礎であり、物質文明と精神文明を建設する上で前提条件である。このように、教育を受けることは、一方では、公民にとって基本的な権利であり、国家や社会がそれを保障しなければならない。そして他方では、国家や社会に対して全公民が果たすべき義務である¹⁵⁾。

3 中国女性権利法

(1) 概要

女性権利法は、1992年4月3日、第7期全国人民代表大会第5回会議で採択され、同年10月1日に施行されたものである。全部で9章54条からなる法律である。

同法は、前述したように現行憲法48条1項の規定を受けて、その2条1項に同一の規定を置いている。さらに「国家は、女性が法に基づいて享有する特殊な権益を保障し、女性に対する社会保障制度を段階的に完備していく」(2条2項)とし、「女性を差別し、虐待し、傷つけることを禁止する」(2条3項)と規定している。この法律は、従来の法律に比べてより全面的に、かつ具体的に女性の権利・利益を法的に保障している。

その後2005年8月28日に、第10期全国人民代表大会常務委員会大7回会議において、女性権利法の改正に関する決定が採択され、これに基づく新女性権利法は同年12月1日に施行された。今回の改正は、1992年以来の中国の女性の権利・利益を保障する実践的な経験と立法経験を総括し、多方面の補完と改正を行ったものである。

中でも、本論文との関連で特に重要な改正・新設内容は以下の3点である。

2条に、「男女平等の実行は国家の基本国策である」と明確に規定した点。

旧15条が新法の16条となり、「学校は学生募集時、特殊な専門を除き、性別を理由に入学を拒否或いは、女性の合格ラインを引き上げてはならない」という規定がその2項として新設された点。

17条が新法の18条となり、3項が「政府、社会、学校は効果的な施策を講じ、適齢の女性の就学について存在する実際上の困難性を解決し、就学条件を作り出し、貧困、身体障害者及

び流動人口の中の適齢の女兒が義務教育を修了できるように保障しなければならない」と改正された点。

ここでは、女性権利法第3章の文化教育權益に焦点をあて、紹介したい。第3章は、15条から21条までの7カ条からなり、文化・教育における女性の権利を規定し、女性が男性と平等の権利を享有することを保障している。

（2）女性権利法15条

女性権利法15条は「国家は、女性が男性と平等な文化・教育的権利を享有することを保障する」と規定している¹⁶⁾。

本条は、文化・教育に関する権利の両性平等を規定している。文化・教育的権利とは、公民が、法に基づき教育を受け、各種の文化活動に従事する権利の総称である¹⁷⁾。中国の女性の文化・教育的権利を論ずるには、中国の歴史・文化的伝統、そして現況などを把握する必要がある。中国は長い間封建社会の歴史を持ち、女性は父権社会における男性の「付属品」であり、基本的な人権が保障されなかった。そのため、女性の文化・教育的権利も尊重されることはなかった。新中国の成立後、女性の文化・教育状況にある程度の改善はあったものの、両性平等のレベルには程遠いものであった。

以上のような歴史的背景を踏まえて、女性の文化・教育的権利を次のように解釈することができる¹⁸⁾。

女性の文化・教育的権利は「平等権」である。すなわち、女性は、文化・教育の面において男性と平等の権利を享有する。そのため、本条は両性平等原則の具体的表れの一つといえる。ここでいう平等原則は、形式的平等ではなく実質的平等を指す。女性は事実状態においてまだに男尊女卑の古い思想の下で苦しめられていることが多い。このような事実上の差異を無視して、法律上平等に取扱うことは、かえって不合理な結果が生ずる可能性がありうる。この角度からみると、女性の文化・教育的権利の平等を保障することは、女性が男性と同様の教育を受ける権利と文化活動に参加する権利を享有することを保障するにとどまらず、女性の現状を考え暫時的に優遇し、特別に保障することをも含むものであると理解してよい。

女性の文化・教育的権利の内包する内容は広範である。文化的側面では、各領域の科学技術研究や文化芸術創作やその他の文化活動に従事する権利が内包される。また教育的側面では、入学・進学・卒業時の就職配属・学位授与・派遣留学等の権利が内包される。この女性の文化・教育的権利の内包する文化権と教育権の関係をみてみると、教育権は文化権の基礎であり前提であるといえる。もし教育権が保障されなければ、女性が文化活動に従事することが困難になる。同様に、女性の教育権だけを保障し、文化活動に従事する権利を保障しないと、女性の文化・教育的権利の保障は完全なものとはいえない。つまり、真の意味での女性の文化・教育的権利を保障したとはいえないのである。教育を受けることと文化活動に参加することは

相互依存・相互促進の関係にあり、どちらか一方が欠けてはならないのである。

女性の文化・教育的権利は、女性が法に基づいて享有する権利であると同時に女性が法に基づいて負う義務でもある。中国憲法の歴史において、教育を受けることが「権利」であると同時に「義務」であると明確に規定されたのは現行憲法以後のことであり、それ以前は「公民は教育を受ける権利を有する」としか定められていなかった。現行憲法がこのような規定したのは、一方では、公民が社会生活を送る上で、文化的な知識はなくてはならないもので、国家に対してその権利を主張することができるとしたものである。他方では、公民の思想道德の素質と科学文化の素質は、国家の発展に大きく関係し、国家の発展の水準を表すものであることから、国家は義務教育を重視しているといえよう。

(3) 女性権利法 16 条

16 条 1 項では、「学校及び関係部門は、国家の定める法律を執行しなければならず、女性が入学・進学・卒業時の就職配属・学位授与・派遣留学等の面において男性と平等な権利を享有することを保障しなければならない」と定めている¹⁹⁾。

本条は、学校及び関係部門が女性の教育を受ける権利を保障する責任があることを規定している。国家は、学校及び関係部門を通して、女性が男性と平等な教育を受ける権利を享有することを保障している。そのため、同条は、学校及び関係部門が国家の定める法令に基づき、女性の入学・進学卒業時の就職配属・学位授与・派遣留学等の面において男性と平等の権利を保障するよう要請している。

具体的にいうと、学校及び関係部門が入学条件に適合する女性の入学を拒否してはならない、進学時に女性の合格ラインを引き上げることや差別的条件をつけてはならない、卒業時の就職配属において男性と平等の就職機会を与えなくてはならない、学位授与時に中華人民共和国学位条例に基づき、条件に適合する女性に相応の学位を授与しなくてはならない、留学派遣において学校及び関係部門は国家の定める法令に基づき女性に男性と同等の機会を保障すること、女性の留学を制限し、また出国の権利を剥奪してはならない。

(4) 女性権利法 21 条

21 条では、「国家機関、社会团体、企業・事業単位は、国家の定める法律を執行しなければならず、女性が科学・技術・文学・芸術及びその他の文化活動に従事するにおいて男性と平等な権利を享有することを保障しなければならない」と規定している²⁰⁾。

本条は、女性の文化的権利に関する規定である。本条の規定によれば、女性の文化的権利・利益は 2 つの内容を含む。1 つは、文化活動参与権である。つまり、男性と同様に科学、技術、文化、芸術及びその他の文化活動に従事する自由がある。2 つは、知力成果権である。これは女性が科学技術研究あるいは文学芸術創作活動から得た成果に対して、男性と同様の権利・利

益を享有することを指す²¹⁾。しかし、この文言だけではその権利・利益の具体的内容は明らかではないため、以下少し述べておく。

女性の文化活動参与権

女性が科学技術研究を行う自由があるとは、国家及び関係部門がすべての科学技術領域を女性に開放することを意味する。女性が男性と同様に自分の興味がある分野について研究をし、かつ自分の研究に基づき、自己の学術的見解を持つことができる。また、自由に学术交流、討論を行うことができる。いかなる組織や個人も、女性の科学技術研究活動を阻害または制限してはならないのである²²⁾。

女性が文学芸術創作に従事する自由は、中国憲法の「四つの基本原則」²³⁾を堅持する前提で、女性は自由に、そして十分に自分の文学芸術創作才能を発揮し、各種文学芸術作品を作り出すことができる²⁴⁾。女性が、各種文学芸術創作に従事するにあたって、いかなる組織や個人も不法に干渉または阻害してはならない。

女性の知力成果権

知力成果権を知的財産権ともいう。女性権利法の指す知的財産権とは、女性が科学技術研究や文学芸術創作から取得した知的産物の成果に対して法に基づき男性と平等な権利を享有することである。主に、著作権、発明権、発見権、特許権及びその他の科学技術（原文は科技）成果権が含まれる。

中国の学校教育におけるジェンダー・バイアス

で紹介したように、中国の女性は高い法的地位を享受し、1949年以來発布された各種の法令によって保護されている。中国の法は両性の平等原則を非常に明確に規定している。しかし、このように平等規定があるにもかかわらず実際には、教育における男女の差別がまだまだ存在し、いくつかの点で検討を要する。ここでは、中国の教育におけるジェンダー問題の現状を分析する。これによって、教育機会と教育水準の男女格差、教育内容におけるジェンダー問題、教員構成の男女格差及び地域格差とジェンダー問題を明らかにしたい。

1 教育機会と教育水準の男女格差

(1) 非識字者の男女比率

1949年に新中国が成立して以来、国家が教育の普及に力を注いだ結果、非識字者率は、1963年 33.6%、1982年 22.9%、2004年 10.32%と確実に減少している。しかし、表1から見て取れるように、非識字者は、女性の方が明らかに多いのである。また年齢別に見ると、年齢が高くなるにつれて非識字者の占める割合が高くなっている。特に、65歳以上の人口の非識字者率は75.1%であり、その内、男性の54.9%に対して、女性は91.5%という高い数値が出ている。

このように、いつの時代においても、女性の非識字者率は男性のそれより高いという男女格差が存在する。

表1 1990年15歳以上人口における年代別の非識字者の男女の人数と比率(万人/%)

年 代 (歳)	非識字・半識字者数(万人)			15歳以上の人口における比率(%)		
	全体	女性	男性	全体	女性	男性
15 - 24	140.6	102.6	38.1	5.7	8.6	3.6
25 - 34	174.8	136.7	38.1	9.3	15.0	3.9
35 - 44	277.2	206.1	71.1	18.5	28.6	9.1
45 - 54	318.8	224.1	94.8	33.7	50.1	19.0
55 - 64	431.8	287.4	144.4	57.1	79.0	36.7
65 +	472.9	315.6	157.3	75.1	91.5	54.9

出典 中華全国婦女連合会婦女研究所 他『中国性別統計資料(1990 - 1995)』中国統計出版社・1998年・244頁参考。

(2) 失・辍学児童・生徒の男女格差

中国の都市部と農村部の経済格差が教育水準に与える影響はいうまでもないことである。農村部では、小・中学校の就学率が低く、全く学校に通ったことがないものの比率(非就学率)と中途退学率が高い。そのなかで、女子の占める割合が著しく多い。このような現象をもたらした原因として以下のことが考えられる。第1に、農村に生産責任制度が導入されたことである²⁵⁾。労働力がほしいために、子どもを就学させない傾向が生じたのである。第2に、中国の封建的社会から生まれた、男尊女卑の思想が根強く存在することである。男子は、家を継ぎ、老後の面倒を見てもらえるが、女子は、結婚して、他の家の人になるものと考えられていた。第3に、保護者の教育レベルが低いことが挙げられる。特に母親の教育レベルが低く、子どもの教育を重要視していないことが女子の非就学率と中途退学率を上昇させた。これ以外にも、学校が遠いことや女性教員が少なく、女兒の見習う存在(ロール・モデル)がないことなどが原因として挙げられる²⁶⁾。表2は都市部と農村部の女性の非就学率を表したものである。年齢グループ別にみると、年齢が高くなるにつれて、失学者の割合が高くなる。新中国成立前の50 - 64歳の年齢層の男女の占める割合がいずれも高いが、女性の比率が明らかに男性より高い。そして、都市部と農村部の間にも、比較的に大きな差が存在し、都市部の非就学者の占める割合は、全体的に農村部のそれより低い。

表2 都市部と農村部の女性の非就学率（％）

年齢 区域	18 - 19 歳	20 - 24 歳	25 - 29 歳	30 - 34 歳	35 - 39 歳	40 - 44 歳	45 - 49 歳	50 - 54 歳	55 - 59 歳	60 - 64 歳
都市部	1.2	0.3	1.6	2.9	5.0	5.1	10.2	20.7	40.4	50.1
農村部	9.8	15.6	14.3	24.2	33.4	35.8	37.2	63.6	77.2	88.0

出典 山下威士・山下泰子『中国の女性 社会的地位の調査報告』尚学社・1995年・34頁参考。

（3）教育を受けた年数

教育を受けた年数は、山下によれば「ある個人が、正規の教育を受けた時間を指し、そのことは、その個人のもつ学歴を定量的に反映する」²⁷⁾ものであり、「しばしばその人の文化的能力のレベルを決めるため、その個人が社会においてもつ将来性を左右する」²⁸⁾。一般的にいうと、教育を受けた年数が短い人は、肉体労働に多く従事し、教育を受けた年数が一定年数以上になると、精神労働につく場合が多い。表3を見ると、男女間で教育を受けた年数にはっきりと差があることがわかる。非就学率からみると、男性が9.7%であるのに対して女性の非就学率が27.0%に上る。全女性人口のうち最も多いのは非就学者である。これに対して全男性人口のうち最も多いのは7-9年間教育を受けたものである。また、4年未満の者の占める比率は女性が男性を上回っており、4年以上の比率をみても、すべての段階において男性の方が上回っている。さらに、男女の教育を受けた年数の平均を取ると、女性は4.8年、男性は6.6年であり、教育を受けた年数の平均値が、男性が女性のそれより1.8年も長いことがわかる。

表3 男女の教育を受けた年数（％）

	0年	1-3年	4-6年	7-9年	10-12年	13-16年	17年以上	平均
女性	27.0	14.3	22.3	25.7	8.9	1.6	0.2	4.8
男性	9.7	9.6	26.0	36.2	14.8	3.1	0.6	6.6

出典 山下威士・山下泰子『中国の女性 社会的地位の調査報告』尚学社・1995年・33頁参照。

2 教育内容におけるジェンダー問題

現在、中国の学校教育は各種の両性平等に関する法規定のもとで組織・運営され、両性平等が実現されているように思われているが、そこにジェンダー・バイアスが含まれていることは否定しがたい。ここでは、教科書の内容についてみてみよう。

(1) 幼児教育の教科書

幼児教育の教科書に出てくる人物の数からみると、女性の出現率が男性より高く、それぞれ75%と25%である。これは、幼児向けの書物の中の人物の多くが家庭領域で出てくることによる²⁹⁾。

幼児教育の教科書に出てくる人物の職業は、性別役割分担を反映している。医者、農民、警察、解放軍などは男性であることが多く、看護師は、女性である。また家庭内でも役割分業を示す内容がある。例えば、母が食事の支度や家事をし、父は大工や修理など家の外の仕事をするという設定が多い。また、挿絵に出てくる科学者と軍人はほぼ100%が男性であり、教員のほぼ100%、サービス業の約75%が女性である³⁰⁾。これらの中に、「男は外、女は内」というジェンダー・バイアスが含まれており、子どもにジェンダー・メッセージを伝えているのである。

(2) 小学校の国語教科書

まず、教科書に出てくる人物の数からみると男性が女性より多い。現在、中国で一番広く使われている「人教版」³¹⁾の小学校国語の教材をみると、6年間で使用する12冊の教科書に収められた149篇の作品に236人の人物が登場する。そのうち女性は55人で23.3%を占め、男性は177人で75.0%を占める。出現率から見ると男性の方がはるかに高いのである。しかも、女性が主人公のものは19%、これに対して男性が主人公のものは81%である³²⁾。このような簡単な統計からわかるように、現在の中国の小学校の教材には男女差別が存在し、男性中心の社会構造を子ども達に教え込み、そのことを通してジェンダーを再生産しているのである。

次に、教科書の中に出てくる女性は家庭にあって、「優しい母親」や「夫を支える妻」として描かれる。これに対して、男性は革命家、科学者、知識人、管理職など社会的場面に多く登場する。革命家や科学者といった「偉い人物」ではなくて、「普通」の農民や漁民であっても、しっかりした「一家の大黒柱」という設定が多い。逆に女性は、革命家や科学者であっても、教科書には母親や妻として出てくることがしばしばである。例えば、小学校3年の国語の教科書にある「周总理のパジャマ」³³⁾という作品の中で、偉大な革命家で中国の女性解放運動の先駆者である鄧穎超が老眼鏡をかけ、周恩来の服を縫ってあげている姿で出てくる。しかも、作品の趣旨は、周恩来が節約し人民のために頑張っていることをうたったものである。

このような作品は、子どもの幼い心に父権制観念を植え付け、「男は仕事、女は家庭」という役割分担意識の形成を助長することになる。

3 教員構成の男女格差

(1) 初等・中等教育

1949年以後、中国の教育における女性の地位は大幅に向上したが、男女の不平等は依然存在し、学校を職場とする女性教員にも「ピラミッド現象」が見られる。表4を見るとわかるように、学校レベルが上がるにつれて、女性教員の人数・比率が減少している。また、同じ学校レベルでも学年が上がるにつれて、女性教員の比率が下がり、低学年に女性教員が多くなっている。

表4 各級学校の女性教員の人数と比率（万人／％）

年度 学校	1985年		1990年		1995年		2000年		2002年	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
小学校	212.8	39.6	240.9	43.2	264.0	46.6	296.7	50.6	305.8	52.9
職業 中学校	3.5	24.8	10.7	31.5	10.8	37.0	13.7	42.9	13.7	44.2
普通 中学校	74.4	28.1	95.6	31.5	119.2	35.8	165.7	41.4	189.6	43.3
専門 学校	5.7	32.8	8.9	38.0	10.7	41.6	11.5	44.9	9.8	47.2
高等 学校	9.2	26.7	11.5	29.1	13.2	32.9	17.7	38.2	25.1	40.7

出典 中華人民共和国国家統計局『中国統計年鑑 2003』中国統計出版社・2003年・726頁により作成。

(2) 教員の職位

2001年の時点で、中国の女性大学教員は13.2万人であり、大学教員全体（40万人）の33%を占めていた。しかも、大学教員の職位が高くなるほど、女性の比率が下がっている。表5に示した2002年の婦女連の調査データによれば、女性大学教員の各職位への分布状況は、教授が2.7%、助教授が4.5%、専任講師が51.4%、助手が41.4%である。これに対して、男性教員

の比率はそれぞれ、7.2%・10.8%・53.2%・28.8%である。このように大学の女性教員の多くが助手や専任講師であり、教授と助教授の職位につけるのはわずかな人であるに対して、男性教員は助手を除いて、すべての職位段階で女性より多く、指導的な立場にいる。

大学教員の担当教科にも男女差が見られる。女性教員は、文系、音楽が多いのに対して、男性教員は、社会、理数系、体育が多い。また、コンピュータ、視聴覚機材といった機械にかかわることは男性教員が担当する傾向が見られる。

表5 大学教員における男女の職位の割合(%)

職 位	全 体	女性教員	男性教員
教 授	5.2	2.7	7.2
助 教 授	8.0	4.5	10.8
専任講師	52.4	51.4	53.2
助 手	34.4	41.4	28.8

出典 全国维护妇女儿童权益协调组办公室「妇女权益保障法实施情况调查报告」2002年。

4 地域格差とジェンダー問題

中国では、都市部と農村部の経済格差により教育にも格差が生じている。農村部では、小・中学校の就学率が低く、非就学率と中途退学率が高い。そのうち、女子の占める割合が著しく高い。2004年における小学校の中途退学率は0.59%、中学校の中途退学率は2.49%であったが、その多くが農村部に集中している³⁴⁾。表6における非識字者数をみると、都市部(北京、天津、上海)の非識字者の人数は農村部(西藏、甘肃、青海)のそれより少なく、15歳以上の全人口の4.48%(北京)、5.39%(天津)、6.54%(上海)であるのに対し、農村部では15歳以上の全人口の44.03%(西藏)、19.42%(甘肃)、22.08%(青海)に上っており、都市部より著しく多いことがわかる。また都市部と農村部に関係なく、非識字者のうち女性の占める割合は男性より高いが、比率の幅は、都市部と農村部とで異なる。都市部では、15歳以上の女性人口のうち、非識字者の割合が1割前後である。これに対して、農村部では、2割以上を占める場合が多い。しかも、農村部の男性の非識字者の割合の方が都市部の女性のそれより多い。

表6 地域別にみた各教育レベルの人数及び割合（2004年度） 単位：人／％

地区	15歳以上	非識字者		小学校	中学校		小学校	中学校		高校	高校	
		男	女		男	女		男	女			
北京	573	119	454	2003	966	1037	4666	2566	2101	3227	1612	1615
	4.48	1.81	7.26									
天津	462	103	359	1916	899	1017	3468	1817	1651	2234	1127	1107
	5.39	2.45	8.21									
上海	996	170	826	2429	1091	1338	5323	2712	2611	4465	2295	2170
	6.54	2.28	10.63									
西藏	873	322	551	1146	641	505	294	164	130	71	32	39
	44.03	33.46	54.03									
甘肃	3844	1323	2512	8307	4159	4147	7116	4058	3058	3075	1833	1242
	19.42	13.12	25.96									
青海	883	275	608	1710	917	793	1369	800	569	547	299	248
	22.08	13.55	30.86									

出典 中華人民共和国国家統計局『中国統計年鑑 2005』中国統計出版社・2003年・105 - 107 頁により作成。

注 本表は2004年度の人口変動状況のサンプル調査データであり、サンプル偏差は0.966‰。(Data in this table are obtained from the Sample Survey on Population Changes in 2004. The sampling fraction is 0.966‰.)

非識字者数の下のランクの数字は割合を示している。

結びにかえて

本論文では、中国の学校教育におけるジェンダー問題をまず教育法制の面で分析を行ってきた。次に、学校教育の現場でどのようなジェンダー・バイアスが存在するのかを統計資料を使用して分析した。中国の女性は高い法的地位を享受し、建国以来発布された各種法によって保護されている。しかし、平等規定があるにもかかわらず実際には教育における男女の差別はまだ存在している。

ジェンダー・フリーを進めていく上で重要なことは、これからの社会の建設者である子どもの教育だと思われる。教育を通して人間のものごとに対する考え方や見方が形成される。つま

り、受けた教育次第で人はどうにでもなる可能性がある。その教育をするのは学校であり、家庭であり、社会である。そのため、社会全体、とくに学校教員がすべての分野において真の両性平等にむけて、現在の男性優位、男性中心社会を根本から見直し、改革をして行かないとジェンダー・フリー教育は実現しにくいであろう。さらに、教育は、子どもに物事や知識などを「顕在的カリキュラム」で教えるだけでなく「隠れたカリキュラム」として伝えていく。そこで、子どもに接するときには、常に両性平等を意識し、男女を性別で分けることなく、それぞれ一人の人間として尊重しなければならない。ジェンダー・フリー教育は、社会に生きるすべての人々の意識改革から始め、さらに子どもの意識をジェンダー・フリーにすることを意味し、社会の両性平等化を促進する最も重要な施策である。次世代を担う子どもたちの社会を真の両性平等社会とするためにも、学校教育の「ジェンダー再生産装置」としての側面を批判的に分析し、克服することが必要不可欠である。教育の中に潜んでいるジェンダー・バイアスに敏感になり、学校を「ジェンダー・フリーを創造する新たな場」へと作り変える必要がある。

<注>

- 1) 「ジェンダー・フリー」とは、ジェンダー・バイアスをなくして、性別に関わりなく子どもたちを平等に扱う状態を指す。
- 2) 「ジェンダー・バイアス」とは、現在の学校文化の中に性別によって異なった処遇をする「ゆがみ」があることを表すときに使われる。
- 3) 館かおる『『ジェンダー・フリー教育』のコンセプト』藤田英典・黒崎勲・片桐芳雄・佐藤学編『ジェンダーと教育(教育学年報7)』世織書房・1999年・110頁。
- 4) 亀田温子・館かおる編『学校をジェンダー・フリーに』明石書店・2000年・16頁。
- 5) 失学とは全く学校に通ったことないもので、辍学とは中途退学したものをいう。
- 6) 1982年憲法を指す。
- 7) 竹花光範『中国憲法論序説〔補訂第2版〕』成文堂・2000年・83頁。
- 8) 同上・83頁。
- 9) 周叶中 編『憲法』高等教育出版社・2002年・274頁。
- 10) 康均心『妇女权益保护及救济理论与实务』武汉大学出版社・2004年・114頁。
- 11) 郭鴻雁『教育法をめぐる日中比較研究 義務教育法制を中心として』希望社・2001年・71頁。
- 12) 原文：中华人民共和国公民有受教育的权利和义务。公民不分民族、种族、性别、职业、财产状况、宗教信仰等，依法享有平等的受教育机会。
- 13) 中華人民共和國義務教育法 11 条によれば、満 6 歳の子どもの就学適齢児童という。
- 14) 「四つの現代化」とは、農業、工業、国防、科学技術の現代化をさす。
- 15) 邹瑜『中华人民共和国法律释义全书』法律出版社・1995年・483頁。
- 16) 原文：国家保障妇女享有与男子平等的文化教育权利。
- 17) 康均心・前掲注 10・108頁。
- 18) 同上・109 - 110頁。
- 19) 原文：学校和有关部门应当执行国家有关规定,保障妇女在入学,升学,毕业分配,受与学位,派出留学等方面享有与男子平等的权利。
- 20) 原文：国家机关,社会团体和企业事业单位应当执行国家有关规定,保障妇女从事科学,技术,文学,艺术和其他文化活动,享有与男子平等的权利。
- 21) 康均心・前掲注 10・142頁。
- 22) 同上・142頁。
- 23) 邓小平在 1979 年 3 月召开的党的理论务虚会上,鲜明地提出了“坚持四项基本原则”的主张。他说:

中国の学校教育におけるジェンダー問題（娜仁图雅）

“我们要在中国实现四个现代化，必须在思想上坚持四项基本原则。这是实现四个现代化的根本前提。这四项是：第一，必须坚持社会主义道路；第二，必须坚持无产阶级专政；第三，必须坚持共产党的领导；第四，必须坚持马列主义、毛泽东思想。

- 24) 康均心・前掲注 10・142 頁。
- 25) 何燕侠『現代中国の法とジェンダー 女性の特別保護を問う』尚学社・2005 年・80 頁。
- 26) 席春玲「90 年代以来我国女童教育研究述评」妇女研究论丛 2002 年第 5 期・62 頁参考。
- 27) 山下威士・山下泰子『中国の女性 社会的地位の調査報告』尚学社・1995 年・32 頁。
- 28) 同上・36 頁。
- 29) 史静寰「教材与教学:影响学生性别观念及行为的重要媒介」妇女研究论丛 2002 年第 2 期・34 頁参照。
- 30) 同上・34 頁参照。
- 31) 人民教育出版社出版 1994 年 1996 年の全 12 冊。
- 32) 争鸣:小学课本中的男尊女卑现象 <http://board.verycd.com/t167898.html> 2005 年 12 月 16 日閲覧。
- 33) 原文:「周总理的睡衣」
- 34) 2004 中国教育事业发展报告:农村教育依然困难
<http://www.southcn.com/news/china/zgkx/200503010966.htm> 2005 年 12 月 16 日閲覧。

主指導教員(成嶋隆教授)、副指導教員(南方暎教授・真水康樹教授)